

## 平成28年熊本地震による農業災害対策に関する緊急要望

去る4月14日から断続的に発生した熊本県、大分県を震源とする最大震度7の地震により、多数の死傷者ができるとともに広範囲に及ぶ家屋や公共施設等の倒壊をはじめ農作物、農地、農業用施設等に甚大な被害が生じております。

このような事態に対処するため、関係農業者、市町村・都道府県、機関・団体等は対策に全力を挙げていますが、国においては、当面、下記対策を緊急に講ぜられるよう要望いたします。

### 記

#### 1. 農地被害の復旧等について

- (1) 被害を受けた農地・水路・農業用施設等の復旧等(倒壊した施設等の撤去を含む)、必要な支援を早急に講ずること。
- (2) 農地・水路・農業用施設等の復旧までの間、経営継続に必要な代替農地の取得について、早急な支援を行うこと。
- (3) 利用権設定した農地において地震により作付不能で賃借の約定額の支払いが困難となった場合の減額請求についての周知を図ること。
- (4) 被災した農地の相続税・贈与税、固定資産税の減免等の措置を講じること。

#### 2. 農業施設等の被害の復旧について

- (1) 農林業関係災害復旧事業の予算確保及び早期採択を講ずること。
- (2) 農業共済金の損害評価を円滑に行い、保険金の早期支払い措置を講ずること。
- (3) 集出荷貯蔵施設等共同利用施設の復旧・整備を優先的に支援すること。

#### 3. 農業経営の再開にあたって

- (1) 農業者年金の保険料免除、農林漁業セーフティネット資金等制度金融及び農の雇用事業等各種制度・事業の要件や手続き等について特例措置を講じること。
- (2) 農業用燃料・資材、飼料、動物薬等の早期・円滑な供給を図るとともに、農畜産物の出荷等に必要な流通網の早期復旧を図ること。
- (3) 被災農家に対する栽培管理、技術指導及び新たな作付計画など経営相談等支援対策を強化すること。

平成28年4月27日

一般社団法人全国農業会議所  
会長 二田 孝治